

公立大学法人高崎経済大学役員退職手当規程

平成23年度

規程第22号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人高崎経済大学（以下「法人」という。）の理事長、副理事長、理事及び監事（以下「役員」という。）の退職手当に関し必要な事項を定めるものとする。

(退職手当の支給)

第2条 この規程による退職手当は、前条に規定する役員（非常勤の役員を除く。）が退職した場合に、その者（死亡による場合には、その遺族）に支給する。ただし、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第17条第2項第2号の規定により解任されたときは、当該役員には退職手当を支給しない。

(退職手当の支給額)

第3条 退職手当の額は、退職の日におけるその者の給料月額に役員としての在職月数を乗じて得た額に、100分の12.5を乗じて得た額とする。ただし、異なる役職の役員に引き続いて在職した場合は、異なる役職ごとの在職月数（以下「役職別期間」という。）に役職ごとの給料月額を乗じて得た額に、100分の12.5を乗じて得たそれぞれの額の合計額とする。

2 前項の退職手当の額は、高崎市公立大学法人評価委員会が行う業務の実績に関する評価及び当該役員の業務実績等を総合的に勘案し、100分の10の範囲内でこれを増額し、又は減額することができる。

(在職期間の計算)

第4条 在職月数の計算については、任命の日から起算して暦に従って計算するものとし、1月に満たない端数（以下「端数」という。）を生じたときは1月と計算するものとする。

2 前条第1項ただし書きの規定による場合において、役職別期間の合計月数が前項の規定により計算した在職期間の月数を超えるときは、役職別期間のうち端数の少ない在職月数から当該超える在職月数に達するまで順次1月を減ずるものとし、この場合において、端数が等しいときは、後の役職別期間の在職月数から同様に1月を減ずるものとする。

(再任等の場合の取扱い)

第5条 役員が任期満了の日又はその翌日において再び同一の役職の役員に任命されたときは、その者の退職手当の支給については、引き続き在職したものとみなす。任期満了の日以前又はその翌日において役職を異にする役員に任命されたときも同様とする。

(高崎市職員との間における退職手当の特例)

第6条 高崎市職員(高崎市職員退職手当に関する条例(昭和31年高崎市告示第40号。以下「高崎市退職手当条例」という。)第2条に規定する職員をいう。以下同じ。)が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて役員となるため高崎市を退職し、かつ、引き続いて役員となった場合におけるその者の役員としての在職期間には、その者の高崎市職員としての引き続いた在職期間を含むものとする。

2 前項の規定に該当する役員が退職し、かつ、引き続いて高崎市職員となった場合においては、この規程による退職手当は支給しない。

3 第1項の規定に該当する役員が退職した場合(前項の規定に該当する場合を除く。)における退職手当の額については、第3条の規定にかかわらず、役員としての在職期間を高崎市職員としての在職期間として、高崎市退職手当条例を準用して算出した額を退職手当として支給する。

(職員との間における退職手当の特例)

第7条 役員が引き続いて職員(公立大学法人高崎経済大学職員退職手当規程(平成23年度規程第38号。以下「退職手当規程」という。)第2条に規定する職員をいう。以下同じ。)となったときは、この規程による退職手当は支給しない。

2 職員が引き続いて役員となった場合におけるその者の役員としての引き続いた在職期間には、その者の職員としての引き続いた在職期間を含むものとする。

3 前項の規定に該当する役員が退職した場合における退職手当の額については、第3条の規定にかかわらず、役員としての在職期間を退職手当規程第18条に規定する在職期間とみなし、同規程を適用して算定した支給率を乗じて得た額とする。

(退職手当規程の準用)

第8条 退職手当の支給制限、遺族の範囲及び順位、遺族からの排除、起訴中に退職した場合等の退職手当の取扱い、退職手当の支給の一時差止め及び退職手当の返納については、退職手当規程第19条から第25条までの規定を準用する。この場合において、「職員」とあるものは「役員」と、「懲戒解雇処分」とあるのは「役員解任処

分」と読み替えるものとする。

(退職手当の支払い方法等)

第9条 この規程に定めるもののほか、退職手当の支払方法等については、退職手当規程の適用を受ける職員の例による。

(委任)

第10条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、経営審議会に諮り、理事会の議を経て理事長が行う。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 当分の間、退職した役員の退職手当の基本額は、第3条第1項及び第2項の規定により計算した額に100分の83.7を乗じて得た額とする。

附 則 (平成25年2月13日第61号)

この改正は、平成25年3月1日から施行する。

附 則 (平成30年2月7日第15号)

この改正は、平成30年3月1日から施行する。